

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

# ステップアップ貸付 【観光・企業立地「観光」】

## 対象者

- ・道内において、観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行う方

つくるろう！  
観光立国「北海道」

融資金額

8億円  
以内

うち運転資金  
2億円以内

融資期間

20年以内

(うち据置2年以内)

運転資金は  
10年以内

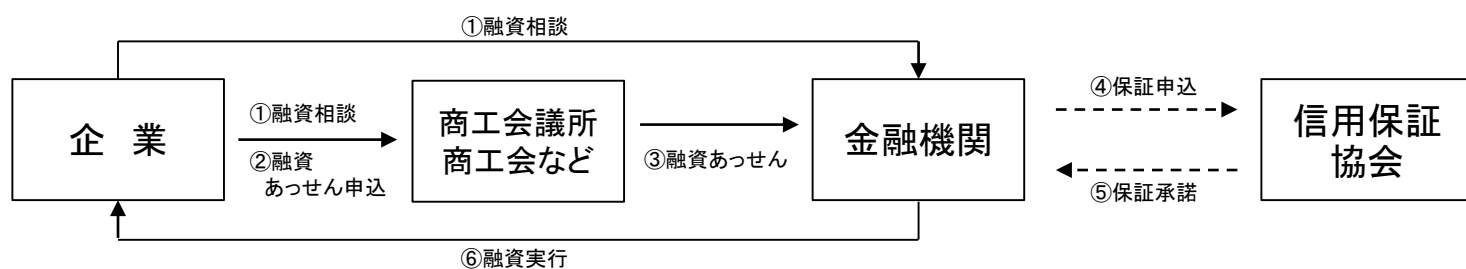
## 融資利率

固定金利		変動金利	
3年以内	年1.1%	年1.1%	※融資期間が3年を超える場合に限る
5年以内	年1.3%		
7年以内	年1.5%		
20年以内	年1.7%		

# 融資条件

融資対象	(1)観光施設の新増設を行うもの(旅館業法、食品衛生法、消防法など関係諸法令の適用を受ける施設については、それら法令で定める基準に適合したものに限り。 (2)観光客の受入体制の整備について、次に該当するもの ①Wi-Fi環境の整備 ②多言語標記の案内板の設置 ③多言語対応ホームページの新規作成やリニューアル ④外国人観光客対応の人材確保・育成 ⑤その他観光客の受入体制整備に関するもの
資金使途	事業資金
融資金額	8億円以内(うち運転資金2億円以内)
融資期間	運転資金:10年以内(うち据置2年以内) 設備資金:20年以内(うち据置2年以内)
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% 【変動金利】 年1.1% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

# 融資までの基本的な流れ



# お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あつせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あつせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。  
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

# お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

